

2月5日部長会議資料

議 題 ・ 課 題 等 提 案

議 会 事 務 局

目 次

1. 新たな議会改革について P 2
 - (1) 現状
 - (2) 検討課題及び今後の方向性
2. 常任委員会の所管事務調査について . . . P 5
 - (1) 現状
 - (2) 閉会中の所管事務調査方法の変更
3. 新年度予算審査について P 6

(1) 現 状

市議会では、市民にわかりやすい議会、開かれた議会など、時代に対応した議会にするために、議会改革推進特別委員会（旧：議会改革検討会）を組織し、議論を重ねながら、常に議会改革に関する様々な取り組みを行ってきました。

これまでの取り組みといたしましては、議員定数の削減、費用弁償の廃止、政務活動費の減額などの「自らを律する改革」をはじめ、議会基本条例の制定や議会の議決すべき事件に関する条例の制定など「議会機能の強化」を進めています。

直近では、平成27年から予算特別委員会の具体的な運営方法についての協議を行い、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を組織し、分科会方式で審査を行うこととする協議結果を取りまとめ、実施しました。

また昨年は、「市民の皆様の受動喫煙による健康被害を未然に防止し、健康を確保すること」を目的に市議会では初となる議員自らによる地域課題に対応した政策条例の制定に向け、議論を開始し、9月定例会において「桑名市路上喫煙の防止に関する条例」を可決しました。

(2) 検討課題及び今後の方向性

去る12月定例会最終日に、議決により議会改革推進特別委員会が設置され、現議長から特別委員会に対し4点の検討課題が示されました。

- (1) 正副議長の複数年制
- (2) 議員間討議の活発化
- (3) 通年制議会の検討
- (4) 本会議場の改修

まず、(1) 正副議長の複数年制については、周辺市町の正副議長の任期が2年制となったことや常任委員会の任期が2年制に変更されたことにより議論を開始しています。

次に(2) 議員間討議については、正副委員長会議を開催し、委員長の采配において実施する旨の確認がなされました。

次に(3) 通年制議会については、平成24年の地方自治法の改正により具体的に明記された制度ではありますが、法改正前より地方自治法第102条第2項を利用して条例において定例会の回数を1回とし、会期を1年間とすることで通年議会とし、先行して実施した県・市町がありました。

(三重県、四日市市、鈴鹿市はこの例)

※第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

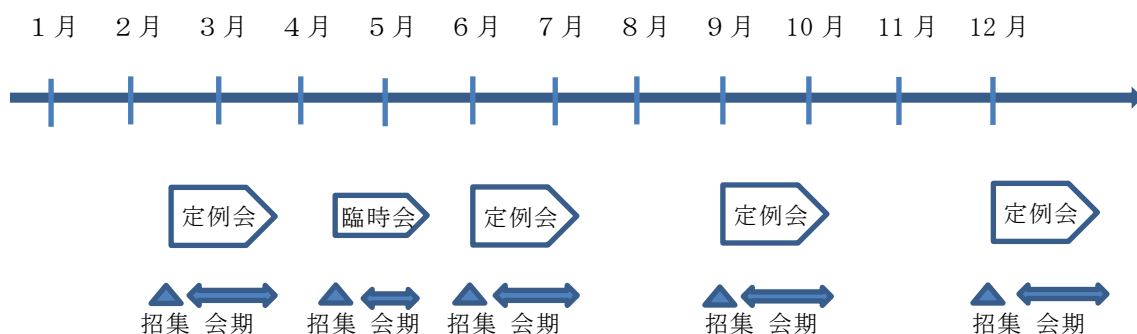
(以下省略)

これに対し、改正された地方自治法の考え方は、次のようです。

地方議会の会期のあり方の見直し（イメージ）

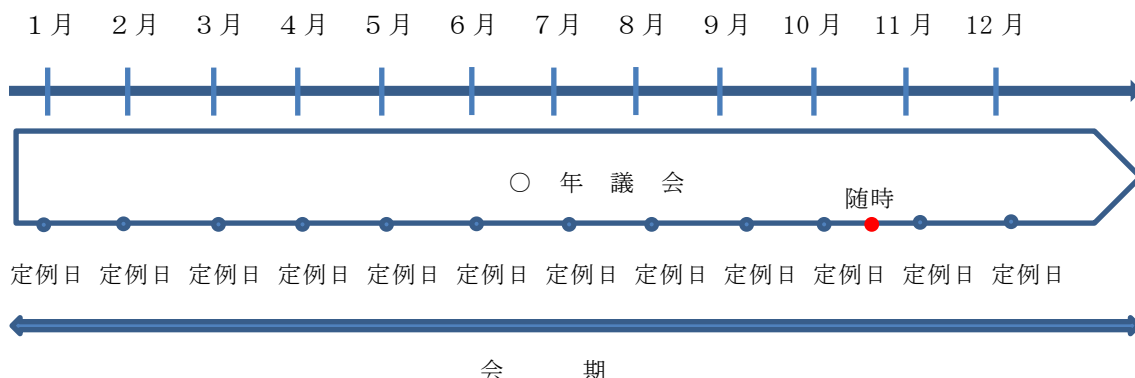
(現行)

- ・議会の招集は、長が告示により行う（自治法第101条）
- ・定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（自治法第102条第1項・第2項）
- ・会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（自治法第102条第6項）
- ・定例会・臨時会の会期中、集中的に議会を開催する運用を想定



(新制度)

- ・定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか、招集行為は行なわない
- ・会期は、原則として、条例で定める一月中の日から翌年の前日までと法定する
- ・条例で、毎月1日以上、定期的に会議を開く日（定例日）を定める（必要に応じ、随時開催可）



※第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

2 前項の議会は、第4項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこ

れを招集したものとみなす。

- 3 第1項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなったときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなった日をもつて、会期は終了するものとする。
- 4 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。
- 5 第3項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

- 6 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。
- 7 普通地方公共団体の長は、第1項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあっては7日以内、町村にあっては3日以内に会議を開かなければならない。
- 8 第1項の場合における第74条第3項、第121条第1項、第243条の3第2項及び第3項並びに第252条の39第4項の規定の適用については、第74条第3項中「20日以内に議会を招集し、」とあるのは「20日以内に」と、第121条第1項中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第243条の3第2項及び第3項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第252条の39第4項中「20日以内に議会を招集し」とあるのは「20日以内に」とする。

いずれにしても協議はこれからであり、メリット・デメリットを議論のうえ、通年議会を採用する、しない及び、仮に実施するとすればその手法をどうするかについて未定です。

次に（４）本会議場の改修については、議場に大型モニターの設置を求める声が以前よりありましたが、予算上の問題もあり、今後、公民連携手法（PPP）等の検討も視野に入れ協議を行う予定としています。



(1) 現 状

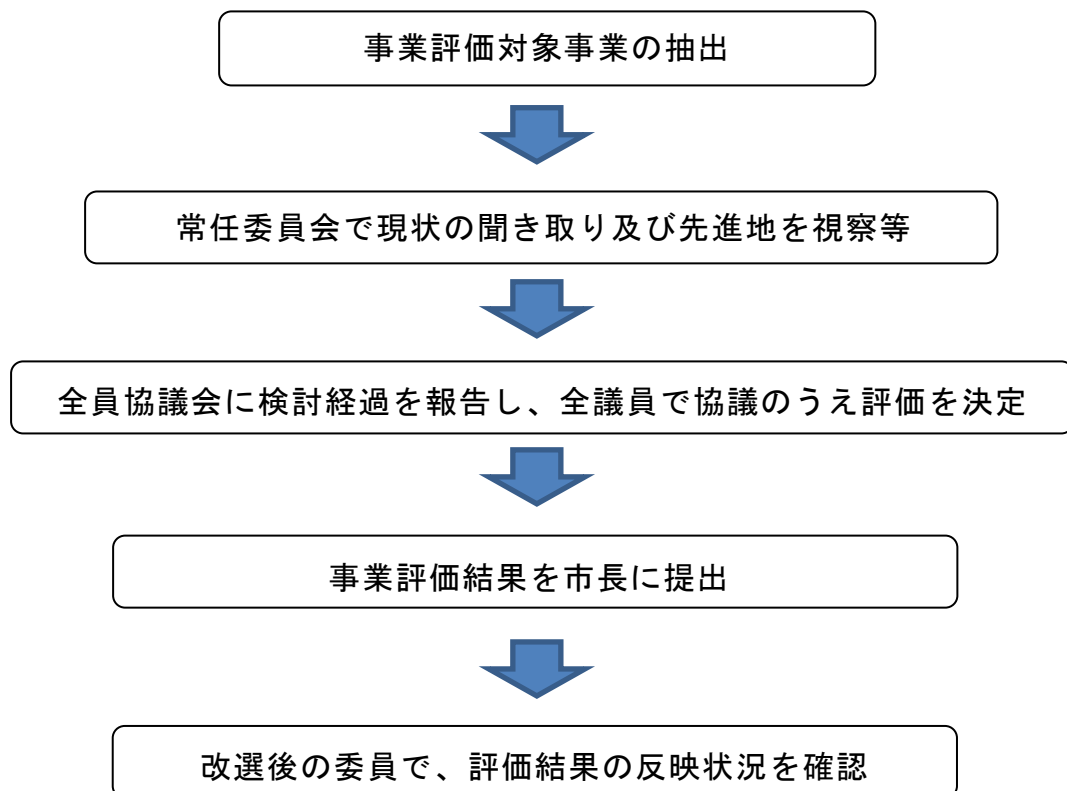
従来、市議会では毎年所属する常任委員会を変更し、一人の議員が4年間で3つの常任委員会すべてを経験できるように運用してきました。

この運用は、議員が市政のすべての委員会分野に携わることができる利点がありましたが、欠点としては毎年、委員会委員の構成が変わることから専門性、継続性に劣る面がありました。

そこで、高度化する行政課題に対応し、議員が各分野に精通することで委員会の活性化を図ろうと、平成29年の9月定例会において、議員発議で委員会条例を改正し、改選後から常任委員会委員の任期を2年としました。

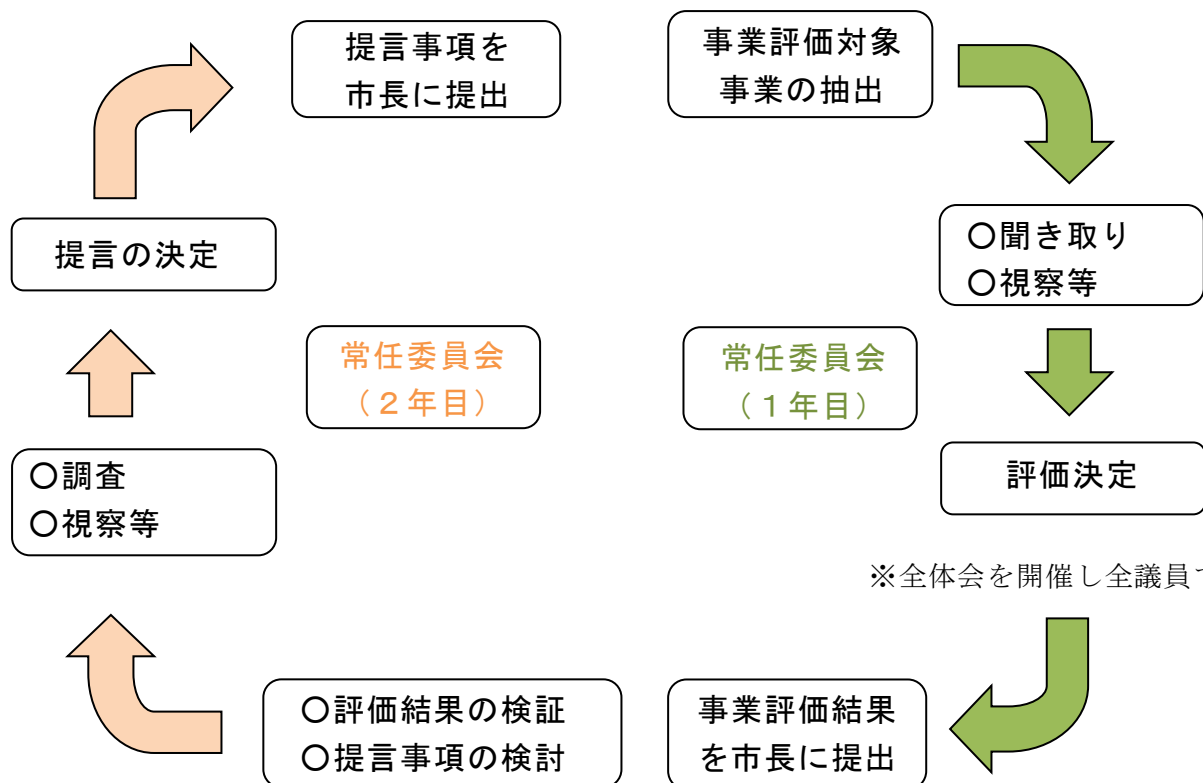
(2) 閉会中の所管事務調査方法の変更

【従来の常任委員会の所管事務調査（任期1年）】



改選後の委員からは、事業評価を行った詳細な経緯が分からないため、検証を十分行えないのではないかとの声があり、常任委員会委員の任期を2年とする条例の改正を、全員一致で行いました。

【新たな常任委員会の所管事務調査（任期2年）】



※全体会を開催し全議員で共有

先の12月定例会終了後に正副委員長会議が開催され、その中で、常任委員会の所管事務調査について、1年目の活動内容は従前と同様とし、2年目には、市政に対して政策提言もしくは、再度、事業評価を行うことを確認し、1年目に行った事業評価の市政への反映状況を検証のうえ、2年目の活動につなげていくと決定しました。

3. 新年度予算審査について

新年度予算の審査方法については、平成28年度から議長を除く全議員が参加する予算特別委員会を設置し審査を行っています。

昨年と特に変更はありませんが、平成31年度の予算案の説明日程についてお知らせします。

- 日 時 : 平成31年2月14日(木) 午前10時
2月15日(金) 午前11時 の2日間
- 場 所 : 議会棟第1会議室
- 内 容 : 主な事業内容(2~3点)、当初予算説明
平成30年度事業評価対象事業への対応状況

(該当部局のみ)

※ここでは予算案の説明のみとし質疑は行いません。
また、人件費に係るものについては資料を配布し、説明は省略します。

○日 程

平成31年2月14日(木)

10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
直轄組織、市長公室 総務部			消防 本部	上下水道 部	産業振興 部	都市整備 部	

平成31年2月15日(金)

11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
教育委員 会	保健福祉部・子ども未来局				市民環境部・地域 コミュニティ局	

※なお、各部等の説明時間は昨年度の説明時間を参考にしています。
また、開始時間等については変動する場合がありますのでご了承をお願いします。